

議 第 8 6 号

火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市火入れに関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市火入れに関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「火入の」を「火入れの」に、「、異常乾燥注意報」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合」に改め、同条第 2 項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

第 15 条中「火入れ責任者」を「火入責任者」に、「柏崎地域広域事務組合消防長（以下「消防長」という。）」を「消防長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市火入れに関する条例（昭和59年9月26日条例第24号）

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表された場合は、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならぬ。</p> <p>(緊急連絡体制の整備)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならぬ。</p> <p>(緊急連絡体制の整備)</p> <p>第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び柏崎地域広域事務組合消防長（以下「消防長」という。）に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。</p>